

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊湯布院駐屯地
第404会計隊湯布院派遣隊長 長谷川 昭祐

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
6S721UT01170		6SS01AZ0123 0001						
品名 または 件名								
2号宿舍量水器等取替								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
湯布院駐屯地				湯布駐業 管理科				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
営繕班 給水所 衛藤技官 338				令和9年3月31日（水）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊湯布院駐屯地第404会計隊湯布院派遣隊事務室及び西部方面隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年7月30日（木）11時00分 湯布院駐屯地厚生センター旧食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争参加資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）は、令和07・08・09年度の九州・沖縄地域の「役務の提供等」の「D」等級以上を有する者であることとする。
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 入札及び契約心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨「当社は入札及び契約心得に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」を入札書に付記するものとする。

(2) 保証金に関する事項

- ア 入札保証金：免除とする。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：免除とする。ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(3) 落札決定方法：総品目総額 当方予定価格の範囲内で最低落札者とする。（同価の場合には抽選で決定する。）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満

の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 公告の掲示場所：陸上自衛隊湯布院駐屯地、西部方面隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)

(5) 入札の無効

ア 第1項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

イ 入札金額を訂正してある入札、入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの。

ウ FAX、電報、電話による入札は認めない。

エ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札時の携行品：印鑑等一式、入札に必要な書類（委任状含む）、筆記具

(7) 契約書等作成

ア 遅滞なく契約書を作成する

イ 適用する契約条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

(8) その他

ア 入札に関する委任等を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。

イ 郵便による入札は「件名、日時、入札書在中」を封筒に記載し令和8年7月29日（水）17時00分までに到着したものを有効とする。到着確認は参加者の責任による。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係無い職員により抽選を実施する。

ウ 初度入札に郵便等が含まれていない場合は直ちに再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札については別途連絡する。

オ 予定価格を算定するため都合上、参加業者は令和8年7月29日（水）13時00分まで、市場価格調査書を送付すること（FAX可）、またその市価調査の内訳を確認したいので一位代価（電気）及び一位代価（役務）等を用いてその細部を明らかにすること。（各業者ごとの様式使用可）

カ 仕様書にあるとおり低圧電源ケーブルの施工の実施があるため、第1・2種電気工事士いずれかの資格保有者が実施する箇所があるため注意すること。

(9) 問い合わせ先

ア 入札及び契約に関する事項

〒879-5102 大分県由布市湯布院町川上941番地

陸上自衛隊湯布院駐屯地 第404会計隊湯布院派遣隊 担当：梅原

TEL 0977-84-2111（内線348） FAX 0977-84-2117（直通）

イ 仕様書に関する事項

陸上自衛隊湯布院駐屯地 湯布院駐屯地業務隊 管理科営繕班 給水場 衛藤 338

2号宿舍量水器等取替

件名	2号宿舍量水器等取替					
図面名称	表紙					
縮尺	—	図面番号	1/3	作成年月日	令和8年7月 / 日	
業務隊長	管理科長	営繕班長	企画	施設管理	給排水係長	作成者
						
陸上自衛隊 湯布院駐屯地 管理科						

仕 様 書

1 件 名 : 2号宿舍量水器等取替

2 場 所 : 大分県由布市湯布院町川上（詳細な場所は官側から説明）

3 概 要 : A棟量水器取替 16台
 屋外水栓用量水器取替 1台
 集中検針盤取替 1台
 凍結防止ヒーター取替 16本（パイロットランプ付）
 量水器カバー取替 17台
 試運転・調整 1式
 電気設備工事 配線工事 1式

4 一般事項 :

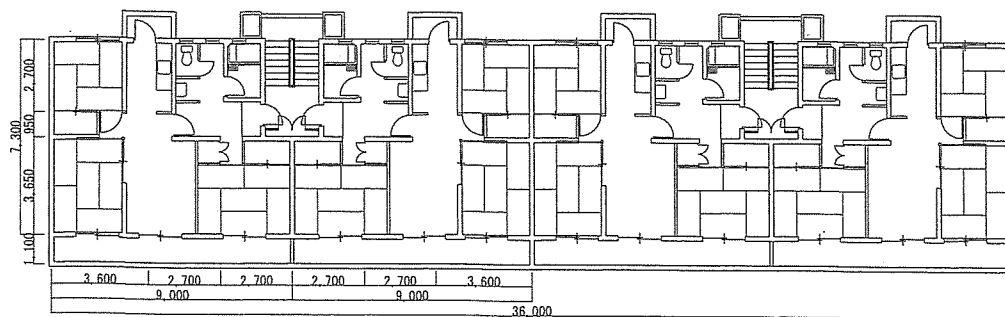
- (1) 本仕様書・図面に記載なき事項については係官と調整し、当然実施すべき事項は請負者の負担において実施する。
- (2) 写真は、交換する部品、着工前、作業中、完了の各工程毎の状況等を撮影し写真帳に整理し提出する。
- (3) 役務個所及び指定された場所以外の無断立入り及び写真撮影は禁止する。
- (4) 請負者は、現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理に当たらせ、関係者の監督及び火災・盗難等の災害防止に十分な注意を払う。現場においては常に整理整頓を心がける事。
- (5) 本役務における電気、水道等の確保については、請負業者が準備すること。
- (6) 入居者若しくは部外者等に損害を与えた場合または、施設等を破壊した場合で、その原因が本役務に係わると認められた場合、請負者が補償・賠償の責任を負うものとする。
- (7) 本役務により発生した金属発生材は、係官の指示する場所に集積し、発生材調書を作成のうえ係官に引き継ぐものとする。
- (8) 本工事は、本仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築（改修）工事標準仕様書（土木工事編）（電気設備工事編）」、並びに関係諸法規によるものとする。
- (9) その他疑義が生じた場合は、係官と調整の上実施する。

5 特記事項 :

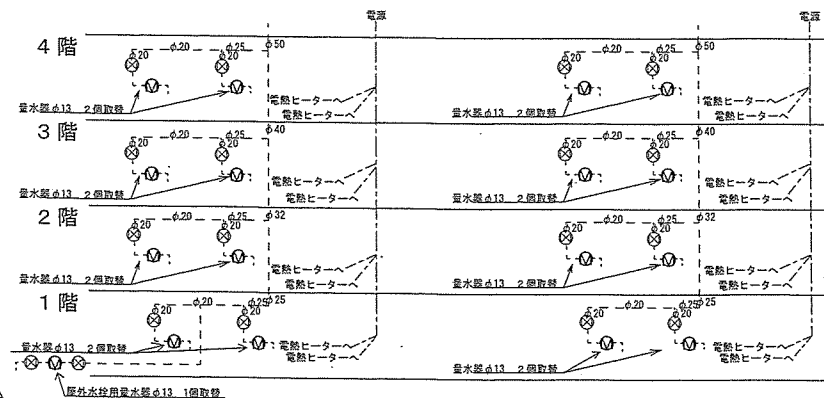
- (1) 交換する部品については、下記同等品以上とし、承認図を提出し事前に監督官の承認を得るものとする。
 - ・量水器（愛知時計電機 接線流羽根車式 ESDS13Ⅱ ショート MG2400）
 - ・集中検針盤（AR-1Xスター方式 PR-9A-2-1）
 - ・凍結防止ヒーター（パイロットランプ付 PLD-O.5）
 - ・量水器カバー（ESDS13用）
- (2) 量水器の保温カバー・パッキン等については、更新するものとする。
- (3) 取替実施日は、事前に監督官と打ち合わせをするものとする。

- (4) 量水器の取替に際しては、各量水器毎に取り外し時指針、新旧量水器番号、取り付け時指針、交換日を記録し、監督官に1部提出するものとする。
- (5) 各量水器の取替終了後に、集中検針盤の数値の設定をおこない、量水器等の漏水の無いことの確認をするものとする。
- (6) 関係機関への調整及び届出については、請負業者にておこなうものとする。
- (7) 入居者、由布市水道課機関への調整及び届出については、請負者にておこなうものとする。
- (8) 本役務で生じた発生材のうち、監督官が指示する金属くずについては、種別毎に整理したうえ指定場所へ搬入し、所定の調書を添えて官側に引き継ぐものとする。その他の発生材については受注者の責任において全て構外へ搬出、関係法令等に従い適正に処分し、マニフェスト（E表）の写しを提出するものとする。
- (9) 凍結防止ヒーターは、保温復旧前に施工するものとする。量水器撤去の際に影響する保温材は更新するものとする。
- (10) 電熱ヒーター取替の際は配線直結し自己融着テープ等で防水処理を施す事。
- (11) 低圧電源ケーブルの施工について
 - 凍結防止用ヒーターの電源接続作業は、第1・2種電気工事士何れかの資格保有者が実施する事。
 - ケーブル接続は適切な規格のリングスリーブを使用し、結線後の絶縁処理は自己融着テープ処置を行う事。
 - 電源ケーブルは整頓して固定させる事。
 - 工事に従事する作業員の作業に関わる資格等免状等の写しを一部提出する事。

件 名	2号宿舍量水器等取替				
図面名称	仕様書・配置図				
縮 尺	—	図面番号	2 / 3	作成年月日	令和8年 7 月 1 日
陸上自衛隊 湯布院駐屯地業務隊 管理科					

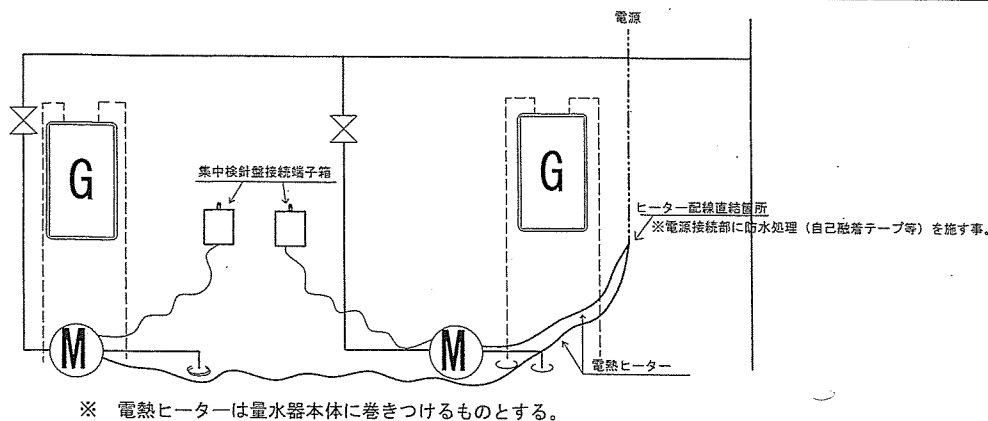


2号宿舎（1階～4階）平面図 S=1/S

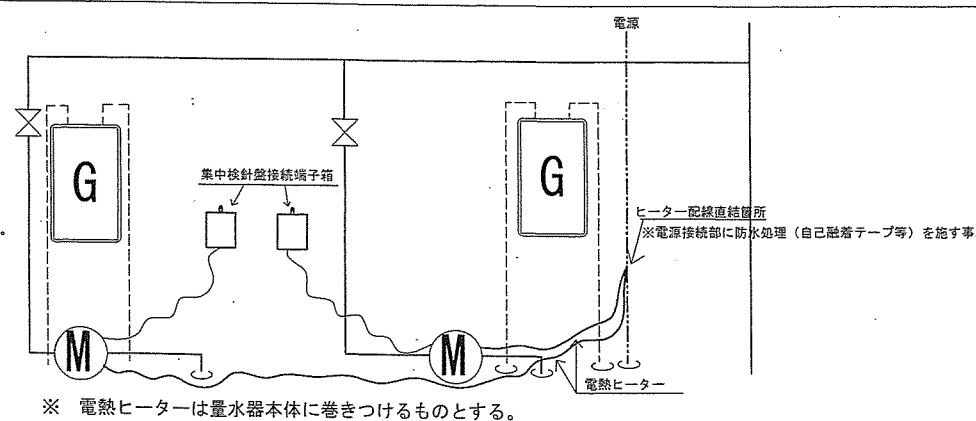


給水管系統図 S=1/X

- ※ (M) : 量水器 (φ13)
 ※ (X) : 止水バルブ (φ20)
 ※ [] : 集中検針盤 (屋外)



1Fパイプシャフト内配管系統図 S=1/S



2～4Fパイプシャフト内配管系統図 S=1/S

件 名	2号宿舎量水器等取替				
図面名称	平面図・給水系統図				
縮 尺	図 示	図面番号	3 / 3	作成年月日	令和8年 7 月 1 日
陸上自衛隊 湯布院駐屯地業務隊 管理科					